

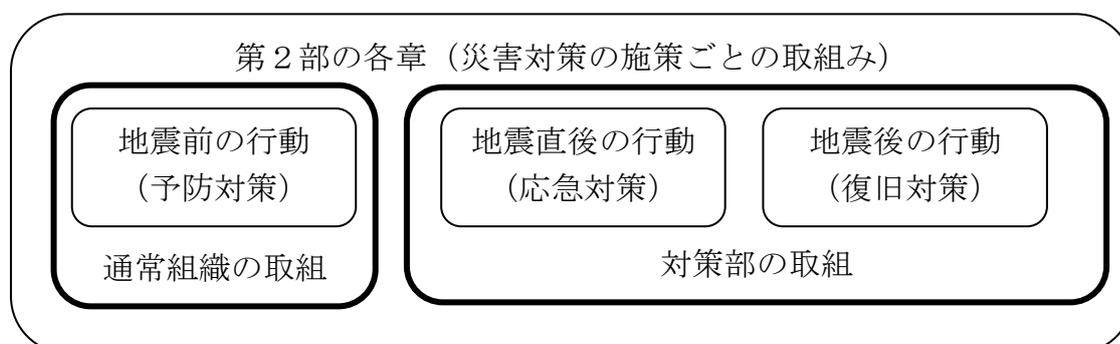
第 2 部
震 災 対 策 計 画
(予 防 ・ 応 急 ・ 復 旧 計 画)

【第2部の構成について】

- 第1章で、市及び関係機関の役割を示す。
- 第2章から第14章で、災害対策の施策ごとに（避難者対策、医療救護等対策など）、（1）日頃の対策、（2）発災時の対策、（3）発災後の復旧対策を災害の各フェーズに応じて、「誰が、何を、行うのか」を明確にする。

構成	内容
予防対策（日頃の対策）	平時の活動
応急対策（発災時の対策）	発災直後から72時間以内に必要な活動
復旧対策（発災後の復旧対策）	発災から4日目以降に重点的に行う活動

※ 応急対策と復旧対策の時間的な区分は、おおむねの目安であり、各取組み内容によって差異が発生する。



第1章 市長、市民及び事業者の基本的責務

第1節 基本理念及び基本的責務

1 基本理念

- 1 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任の原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる市民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この2つの理念に立つ市民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。
- 2 震災対策の推進に当たっては、多摩市は基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすため、東京都や国と連携し市民の生命・身体及び財産を守らなければならない。
- 3 住民は自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する、または、防災に寄与するように努めなければならない。

* 災害対策基本法第7条第3項

2 基本的責務

1 市長の責務

- 市長は、震災対策のあらゆる施策を通じて、市民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 市長は、震災時における避難、救出及び救助を円滑に行うため、必要な態勢の確立及び資器材の整備等に努めなければならない。
- 市長は、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりを推進するように努めなければならない。

2 市民の責務

- 市民は、震災による被害を軽減するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、市民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 市民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - ・ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - ・ 家具類の転倒・落下・移動防止
 - ・ 出火の防止
 - ・ 初期消火に必要な用具の準備
 - ・ 飲料水及び食料の備蓄
 - ・ 避難の経路、場所及び方法についての確認

- ・ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
- 市民は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加する等、震災対策に寄与するよう努めなければならない。
- 市民は、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び市長その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

3 事業者の責務

- 事業者は、市長その他の行政機関が実施する震災対策事業及び市民が協働して行う地域の防災に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の被害の軽減、震災後の市民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災の被害を軽減するため、事業所に来所する顧客、従業員等及び事業所の周辺地域における住民ならびにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業員を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。そのため、従業員の3日分の飲料水及び食糧等を備蓄するよう努めなければならない。
- 事業者は、あらかじめ、従業員との連絡手段の確保に努めるとともに、従業員に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災の被害を軽減するため、周辺住民との連携及び協力に努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災の被害を軽減するため、市及び東京都が作成する防災計画を基準として、事業所単位の事業所防災計画、消防計画若しくは危険物施設予防規定を、その業種別に応じた内容で作成しなければならない。

第2節 多摩市、東京都及び防災機関の役割

1 多摩市の役割

多摩市は、市の地域に災害が発生し、または発生する恐れがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、多摩市地域防災計画及び東京都地域防災計画の定めるところにより、近隣市、都及び指定地方行政機関等並びに市域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に務める。

1 多摩市

名 称	内 容
多 摩 市	1 多摩市防災会議に関すること。 2 防災に係る組織及び施設に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。

名 称	内 容
	4 防災関係機関との連絡調整に関すること。
	5 緊急輸送の確保に関すること。
	6 避難の指示等及び誘導に関すること。
	7 避難所及び福祉的避難所等の開設に関すること。
	8 消防及び水防に関すること。
	9 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
	10 帰宅困難者の対策に関すること。
	11 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
	12 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
	13 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
	14 ペットの避難や危険動物の逸走時に関すること。
	15 公共施設の応急復旧に関すること。
	16 災害復興に関すること。
	17 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
	18 自主防災組織の育成に関すること。
	19 事業所防災に関すること。
	20 防災教育及び防災訓練に関すること。
	21 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

※ 各部の役割は、第2章「多摩市災害対策本部の組織・各対策部の所管事務分掌表」を参照

2 多摩市消防団

名 称	内 容
消 防 団	1 水・火災その他災害の予防警戒及び防御に関すること
	2 救助・救護活動、避難誘導に関すること
	3 被災状況の収集伝達に関すること
	4 行方不明者、遺体の捜索に関すること
	5 その他消防団活動に関すること

2 東京都の役割（東京都地域防災計画より抜粋）

1 東京都

名 称	内 容
東 京 都	6 東京都防災会議に関すること。
	7 防災に係る組織及び施設に関すること。
	8 災害情報の収集及び伝達に関すること。
	9 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
	10 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対す

名 称	内 容
	<p>る応援の要請に関する事。</p> <p>11 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関する事。</p> <p>12 緊急輸送の確保に関する事。</p> <p>13 被災者の救出及び避難誘導に関する事。</p> <p>14 人命の救助及び救急に関する事。</p> <p>15 消防及び水防に関する事。</p> <p>16 医療、防疫及び保健衛生に関する事。</p> <p>17 帰宅困難者の対策に関する事。</p> <p>18 応急給水に関する事。</p> <p>19 救助物資の備蓄及び調達に関する事。</p> <p>20 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事。</p> <p>21 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事。</p> <p>22 公共施設の応急復旧に関する事。</p> <p>23 災害復興に関する事。</p> <p>24 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>25 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事。</p> <p>26 事業所防災に関する事。</p> <p>27 防災教育及び防災訓練に関する事。</p> <p>28 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事。</p>

2 東京都関係部局（多摩市関連）

名 称	内 容
建設局 ・南多摩東部建設事務所 ・西部公園緑地事務所	<p>1 河川及び関係施設の保全及び復旧に関する事。</p> <p>2 都道及び橋りょうの保全及び復旧に関する事。</p> <p>3 水防に関する事。</p> <p>4 河川における流木対策に関する事。</p> <p>5 河川、道路等における障害物の除去に関する事。</p> <p>6 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関する事。</p> <p>※ 河川については、国直轄河川は除く</p>
都市整備局 ・多摩ニュータウン整備事務所	<p>1 新住宅市街地開発事業に係る用地等の保守及び整備に関する事。</p>
福祉保健局 ・南多摩保健所	<p>1 医療及び防疫に関する事。</p> <p>2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者等の救護、安全確保及び支援に関する事。</p> <p>3 前各号に掲げるもののほか、保健衛生、救助及び保護に関する事。</p>

名 称	内 容
	こと（他の局に属するものを除く）。
警視庁 ・多摩中央警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 5 行方不明者の捜索及び調査に関すること。 6 遺体の調査等及び検視に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東京消防庁 ・多摩消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救助及び救急に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
水道局 ・多摩給水管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。
下水道局 ・流域下水道本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受け入れ・処理に関すること。 3 他都市等からの支援受け入れに関すること。
東京都 住宅供給公社	<ol style="list-style-type: none"> 1 新住宅市街地開発事業に係る用地施設等の保守及び整備に関すること。 2 被災管理住宅等に係る応急危険度判定に関すること。 3 被災者への応急的な住宅提供に関すること。

3 指定地方行政機関の役割

指定地方行政機関とは、指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものである。

名 称	内 容
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2 通信施設等の整備に関すること。 3 公共施設等の整備に関すること。 4 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 5 官庁施設の災害予防措置に関すること。 6 豪雪害の予防に関すること。 7 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること。 8 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること。 9 建設機械及び技術者の現況把握に関すること。 10 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。

名 称	内 容
	<p>11 災害時における復旧資材の確保に関すること。</p> <p>12 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること。</p>
東京管区気象台 (気象庁)	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。</p> <p>2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること。</p> <p>3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報及び警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること。</p> <p>4 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>5 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都道府県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること。</p> <p>6 都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。</p>

4 自衛隊の役割

名 称	内 容
陸上自衛隊 (第1師団練馬駐屯地)	<p>1 災害派遣の計画及び準備に関すること。</p> <p>① 防災関係資料の基礎調査</p> <p>② 災害派遣計画の作成</p> <p>③ 多摩市地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施</p> <p>2 災害派遣の実施に関すること。</p> <p>① 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧</p> <p>② 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与</p>

5 指定公共機関の役割

指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公

共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定、告示する機関であり、災害対策基本法第6条の規定に基づき、業務を通じて防災に寄与する責務がある。

多摩市の防災対策に際して、平常時には多摩市防災会議、発災時には多摩市災害対策本部に参画する。

名 称	内 容
日 本 郵 便	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること。 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱に関すること。 ① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災地宛救助用郵便物の料金免除 ④ 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
東 京 ガ ス グ ル ー プ	1 ガス施設（装置、供給及び製造設備を含む。）の建設及び安全保安に関すること。 2 ガスの供給に関すること。
東京電力グループ	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
N T T 東 日 本	1 電信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること。
N T T コミュニケーションズ	1 国内・国際電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
N T T ド コ モ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること。
K D D I	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること。
ソ フ ト バ ン ク	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること

名 称	内 容
日本赤十字社 東京都支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産・死体の処理を含む。)の実施に関する事 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事 3 こころのケア活動に関する事 4 赤十字ボランティアの活動に関する事 5 輸血用血液の確保、供給に関する事 6 義援金の募集・受付・配分及び募金に関する事(原則として義援物資については受け付けない。) 7 赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)の設置・運営に関する事 8 災害救援物資の支給に関する事 9 日赤医療施設等の保全、運営に関する事 10 外国人安否調査に関する事 11 遺体の検案協力に関する事 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事
都市再生機構	<ol style="list-style-type: none"> 1 新住宅市街地開発事業に係る用地施設等の保守及び整備に関する事 2 道路施設等の災害復旧工事に関する事 3 輸送路の確保に関する事

6 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関とは、地方独立行政法人及び公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人のうち、知事が指定告示する機関である。

名 称	内 容
京王電鉄 小田急電鉄 多摩都市モノレール	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の安全保安に関する事。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。
放送事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関する事。 2 放送施設の保全に関する事。

7 公共的団体、協力機関の役割

多摩市は、災害時における応急・復旧業務を円滑に進めるため、以下の団体と応援協定を締結等し、災害に関する業務への協力を依頼している。

名 称	内 容
自治会・管理組合 自主防災組織	1 初期消火及び救出・救護に関すること 2 避難誘導、避難所の運営に関すること 3 炊き出し、救助物資の配分等に関すること 4 その他被災状況調査等災害対策業務全般についての協力に関すること 5 要配慮者対策に関すること
多摩テレビ	1 緊急放送及び災害情報の放送の協力に関すること
多摩市医師会	1 医療救護活動の協力に関すること 2 遺体の検案の協力に関すること 3 防疫の協力に関すること
東京都八南歯科医師会	1 医療救護活動の協力に関すること
多摩市薬剤師会	1 医薬品、医療資器材の供給及び管理並びに調剤・服薬指導の協力に関すること
東京都柔道整復師会 南多摩支部多摩地区	1 柔道整復師会会員柔道整復師の協力に関すること
東京都獣医師会 東京都獣医師会南多摩支部	2 災害時等の動物救護対策に関すること
アルフレッサ	1 災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
酒井薬品	1 災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
スズケン	1 災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
東邦薬品	1 災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
メディセオ	1 災害薬事センターへ医薬品等の供給に関すること
京王自動車	1 災害要援護者用避難自動車の提供協力に関すること
飛鳥交通ニュータウン	1 災害要援護者用避難自動車の提供協力に関すること
小田急交通南多摩	1 災害要援護者用避難自動車の提供協力に関すること
八幸自動車	1 災害要援護者用避難自動車の提供協力に関すること
府中カントリークラブ	1 ヘリポートの提供協力に関すること
多摩市米穀小売商組合	1 応急用米穀の供給の協力に関すること
多摩商工会議所	1 物資の安定供給の協力に関すること
東京南農業協同組合	1 物資の供給協力に関すること
京王ストア	1 物資の供給協力に関すること
イトーヨーカ堂	1 物資の供給協力に関すること
コモディイイダ	1 物資の供給協力に関すること
サミット	1 物資の供給協力に関すること

名 称	内 容
ユニカ [千歳屋]	1 物資の供給協力に関する事
三徳 (貝取店・多摩店)	1 物資の供給協力に関する事
生活協同組合コープみらい	1 物資の供給協力に関する事
京王アートマン	1 物資の供給協力に関する事
多摩市身体障害者福祉協会	1 物資の供給協力に関する事
ヘルシーフード	1 要配慮者用食品等の供給協力に関する事
八洋	1 飲料水等の供給協力に関する事
東京都石油商業組合 南多摩支部多摩ブロック	1 燃料等の供給協力に関する事
レンタルのニッケン	1 資機材の供給協力に関する事
日本総合産業	1 資機材の供給協力に関する事
アクティオ	1 資機材の供給協力に関する事
多摩市建設協力会	1 建設資機材等の協力に関する事
東京土建一般労働組合 多摩・稲城支部	1 建築資機材等の協力に関する事
立川ハウス工業	1 建設資機材等の協力に関する事
東京トラック協会 多摩支部	1 自動車の供給協力に関する事
東急自動車学校	1 自動車、燃料等の供給協力に関する事
トヨタモビリティ東京	1 電気自動車の供給協力に関する事
日本自動車連盟 東京支部	1 緊急輸送路確保業務の協力に関する事
東京都自動車整備振興会 むさし府中・多摩支部	1 応急活動の協力に関する事
クライシスマップーズ・ジャパン	1 無人航空機 (ドローン) の提供協力に関する事
多摩市消防団懇話会	1 消防救助活動の支援に関する事
多摩市社会福祉協議会	1 ボランティア活動の協力に関する事
東京都行政書士会 府中支部	1 行政書士業務相談に関する事
東京都市町村職員年金者連盟 多摩支部	1 労力・資機材等の提供協力に関する事
東京都理容生活衛生同業組合 南多摩支部	1 避難者に対する理容サービス業務の提供協力に関する事
帝京大学	1 避難場所の施設利用に関する事 2 避難所の施設利用に関する事
東京建物・東栄住宅・京王電鉄・ 伊藤忠都市開発	1 避難場所の施設利用に関する事
ヴィータ聖蹟桜ヶ丘管理組合・ 京王電鉄	1 避難場所の施設利用に関する事
都立永山高等学校	1 避難所の施設利用に関する事
東京グリーンスポーツリンク	1 避難所の施設利用に関する事
東京電力パワーグリッド	1 避難所の施設利用に関する事

名 称	内 容
人材開発センター	2 ヘリポートの提供協力に関する事
都立多摩桜の丘学園	1 二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する事
東京すみれ会	1 二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する事
桜ヶ丘社会事業協会 桜ヶ丘延寿ホーム	1 二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する事
楽友会	1 二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する事
大和会	1 二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する事
河北医療財団	2 二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する事
高齢者総合ケアセンター ケアプラザ多摩	1 二次避難所（福祉避難所）の施設利用に関する事
大妻学院	1 二次避難所（母子避難所）の施設利用に関する事
バカン	1 避難所混雑状況可視化システムの提供協力に関する事
調布清掃	1 廃棄物処理等の協力に関する事
多摩興運	1 廃棄物処理等の協力に関する事
加藤商事	1 廃棄物処理等の協力に関する事
京王電鉄・小田急電鉄・多摩都市モノ レール・多摩中央警察署・多摩消防署	1 駅周辺混乱防止対策情報連絡会の設置に関する事 2 情報共有に関する事